委託業務処理要領

　北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室庁舎構内除排雪業務については、この要領に定めるところによるが、現場の状況に応じ本書に記載されていない事項にあっては、委託者の指示に従い実施するものとする。

１　除排の範囲

名寄地域保健室庁舎構内とし別添図面で示す区域とする。

２　除雪時間及び方法

（１）平日の除雪については、委託者の指示により別添図面の箇所を、概ね１５㎝の積雪をめ

　　どとして諸車両及び人の通行が妨げられないよう直ちに除雪を行うものとする。

　（２）土曜日、日曜日、祝祭日においても特に委託者の指示した場合は除排雪作業を行うこと。

３　事故及び損害賠償

　　機械器具等に使用する油等のうち発火性、引火性の危険物の取扱いについては十分注意し、庁内持込を禁じ、庁舎周辺に絶対捨てないこと。

　　また、作業中は庁舎周辺の交通安全に対しても十分に注意すること。

４　除雪機械器具の置き場所

　　構内の除排雪に使用する機械器具類は、委託者の指示する場所に置くことができる。

５　業務の報告

業務を実施したときは、別紙「作業日報」により速やかに報告すること。

また、タコグラフチャートの写しなど、業務開始及び終了時刻が確認できる書類を提出し、電話等により委託者に連絡すること。

６　その他

この要領に定めのない事項については、業務担当員の指示を受けるものとする。